

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所 設置変更許可申請（高燃焼度燃料導入等）【6】）」

2. 日時：令和5年6月15日（木） 13時40分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席安全審査官、鈴木主任安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力建設部長 他13名（※うち5名）

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 玄海原子力発電所4号炉における高燃焼度燃料の使用に伴う設置変更許可申請について（3号及び4号発電用原子炉施設の変更（コメント回答））
- ・資料2 玄海原子力発電所4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請書の変更内容及び変更理由について
- ・資料3 玄海原子力発電所4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請における条文整理表
- ・資料4 玄海4号炉 高燃焼度燃料の使用（3号及び4号発電用原子炉施設の変更） コメントリスト

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁スズキです。本日は九州電力玄海の高燃焼度燃料導入等の設置変更許可申請の、
0:00:12	ヒアリングを行います。事前に九州電力から、
0:00:17	資料が提出されてまして、
0:00:20	資料 1。
0:00:23	が、コメント回答のパワーポイント。
0:00:27	資料 2 が、
0:00:30	変更内容変更理由、
0:00:33	主要 3 が、
0:00:39	と条文整理表。
0:00:43	資料 4 が、コメントリストです。
0:00:49	資料はこれで、
0:00:51	よろしいでしょうか九州電力。
0:00:54	九州電力のタケツグです。はい。問題ございません。
0:00:58	現状規制庁スズキです。志賀については、ざっと目は通していますので、
0:01:06	特段、九州電力側からここは説明しておきたいところがあるが、なければ、質疑応答から入りたいと思いますけど。
0:01:14	どういたしますか。
0:01:18	この九州電力だけ、九州電力タケツグでは質疑応答からお願いいたします。
0:01:23	減少規制庁スズキ説では確認に早速入りたいと思います。
0:01:30	まずですね、
0:01:36	前回の、
0:01:38	審査会合とヒアリングで、
0:01:42	前回のヒアリングで前回の審査会合は 4 月 18 日で、
0:01:48	前回のヒアリングが 5 月 12 日、衛藤。
0:01:51	テングウ関係ちょっと除いて、条文整理に関わるもので、
0:01:56	前回のヒアリングが 5 月 12 日ということで、
0:01:59	その
0:02:02	指摘と確認を
0:02:06	大まかにちょっと振り返りたいと思いますけれども、まず、
0:02:11	審査会合、
0:02:13	では、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:15	適用条文、申請条文の選定類型化フローを説明していただいたんですけども、
0:02:22	ちょっと申請常務のところまでまだ入らないということで、
0:02:25	適用条文の選定類型化フロー、それからその条文整理について、
0:02:32	確認をしていくということで、その審査会合の時点では、条文整理結果はまだ暫定的なものだったので、元前回のヒアリングで、
0:02:44	九州電力として、整理した結果、それから今回のヒアリング資料で、若干そこ見直したところというのが、
0:02:53	出てきているということだと思っていますんで、
0:02:57	類型化、選定類型化フローの
0:03:02	分類C、Dのところ客観性に欠けるねっていうのが前回の審査会合でありましたので、
0:03:09	そこについては、客観的な適用判定基準っていうのにしますっていうのが前回のヒアリングで、
0:03:17	出てきているところです。それから、
0:03:23	資料2で出てきている内容が前回の審査会合で説明されましたけれども、
0:03:31	あそこが最終的に、
0:03:34	適用条文の選定類型化フローとどのように関わってくるのかというところで、前回のヒアリングでそれが、
0:03:42	条文整理結果の一番右側の欄のところに、一通り落ちてくるという話
0:03:49	説明されたと思っています。
0:03:51	それから、ヒアリングでの確認事項としまして、
0:03:57	資料2の変更内容変更項目のところの燃料のところ
0:04:04	燃料の使用の変更に、
0:04:07	となる項目とその仕様に基づいて、解析等で性能を
0:04:13	変更するという項目が混在しているということで、
0:04:18	それについては、今回の資料でそこを修正されてこられたというふうに認識しています。この認識のもとで、
0:04:29	今回の資料を事前にざっと見たところで確認したいところを確認していこうと思っています。
0:04:38	ここまでの流れで、九州電力と認識の違いがあればお願いします。経理部のタケツグです。西野相違ございません。
0:04:51	原子力規制庁スズキ説では確認に入っていきたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:56	まず、
0:05:00	資料 1 の 5 ページ目の、
0:05:05	適用条文の選定、
0:05:08	類型化フローですけど、
0:05:26	これのですね、分類B、要するにクエスチョン 2 とクエスチョン 3 のところで、
0:05:35	若干よくわからないところがあってですね、何かって言いますと、資料 3 の、
0:05:42	条文整理表。
0:05:44	で言いますと、
0:05:48	16 条の、
0:05:50	ところですね。
0:06:07	資料 3 でいうと 10 ページ 11 ページ。
0:06:11	ですけど、
0:06:13	この分類を見ると、
0:06:17	結局、
0:06:19	資料 1 の 5 ページでいうと、当該条文は燃料集合体の取扱施設及び貯蔵施設の設計に係る条文化ってということで、
0:06:29	結局それは全部 16 条はそうですねってということで、Bになってるんですけど。
0:06:36	そうですね。
0:06:40	例えば、
0:06:42	16 条 2 項 1 号のは、
0:06:47	臨界に達する恐れがないものとする。
0:06:50	ていうのは、これ、
0:06:57	フローでいうとQ3 の、
0:07:00	燃料集合転石を入力条件として評価を行う。
0:07:05	んけ行った結果としてそこを確認できるというふうに、
0:07:10	思うんですけどそうするとこれ、Cにも当てはまるんじゃないのかなあと いうことで、
0:07:18	ただ、
0:07:19	フローからしていくと、
0:07:21	Bで引っかかったらもう、
0:07:23	Cは見ない。
0:07:25	のか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:26	なあっていうふうに思うし、
0:07:29	結局そのあたりが、
0:07:31	最終的に適用理由のところ、
0:07:36	理由を説明するときに、
0:07:40	Bですからっていうだけになっちゃうんですけど。
0:07:44	そもそもBの条件って、自分たちで、
0:07:48	これ申請してるからこれ決めましたって言うてる条件なので、
0:07:53	何か
0:07:56	そもそもこの累計、
0:07:58	選定類型化の、
0:08:01	適用条文の判定基準って 9192 っていうのは、もう初めから、
0:08:07	これに関するまで全部拾いますって言うてるだけであって、
0:08:11	何かしら類選定類型化する判定基準でも何でもないような気がしてですね。
0:08:18	むしろ
0:08:20	旧三級 4 の分類C分類Dっていうのは、
0:08:24	どうやって捨ってくるかっていう。
0:08:27	観点で、そこは意味があるのかなっていうふうに思うんですけど。
0:08:32	これ
0:08:34	前回杉山委員も言っていましたけど、万能な選定類型化フローができるとは思っ
0:08:40	てないので、
0:08:44	ある程度割り切ったことをやるしかないのかなっていうふうと言われて
0:08:50	私の
0:08:52	ちょっと疑問に思うところは、
0:08:55	何か 9192 ってあえて言い、
0:08:58	なぜここで、
0:09:00	市決めなきゃいけないことなのかっていうのがよくわかんなくてですね。
0:09:04	そもそも 5 号燃料出し申請してるんで、
0:09:08	単純に、
0:09:09	その燃料について、
0:09:12	取り扱いとか貯蔵も含めて燃料って言うてるところは全部引っかかってくるのが当然だよなっていうふうに、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:21	思えた上でその中で、じゃあ他にね、他の条文見なきゃいけないところ 何があるんですかって言うところを、
0:09:31	どう拾うか。
0:09:33	ていような話になるのかなって言うふうに思ってたので、
0:09:37	今の 16 条に限って言うと、
0:09:40	ちょっとその、
0:09:42	Q3 とQ2 がかぶってるっていうところは、
0:09:46	九州電力としてこういったのはどういうふうに扱おうと思っているのか。
0:09:52	その辺、それによって何か最終的に変わるのか。
0:09:56	Bだからこうですしだからこうですってことが、最終的な結論として変わ らないのであれば、何かあんまり、
0:10:03	こだわる必要もないのかなって気もするし、そこはしっかりこだわった方 がいいってことであれば、
0:10:10	Bだ、Bの場合とCの場合で、何か結論が変わってくるのか。
0:10:15	ちょっとそこが今、
0:10:17	このフローの意味合いとして、
0:10:20	何、何をこうこう、
0:10:22	Q2 と 93。
0:10:25	ていものをこう並列に出しているのかちょっと。
0:10:28	わからないので、まず、
0:10:30	何かこう、分類Bだった場合のCだった場合で結論が変わるのかね。そ の辺だけちょっと説明してもらえますか。
0:10:39	九州電力のタケツグでございます。月、先に結論を言いますとQ2 で、
0:10:46	急に選定された分類Bとなっても技術の選定された分類Cとなっても、 最終的な申請の、
0:10:56	確認というのは変わらないと考えておまして、ここの条文整理のフロー ってというのは、
0:11:01	燃料に影響するところを幅広く抽出することというところのコメントが 最初にありまして、その
0:11:08	関係するところを漏れなく拾うために設定されるものになります。
0:11:13	燃料今回燃料集合体の申請になりますので、最初にQ1Q2 で燃料に関 係するところってというのは、当然拾うべきもので、さらにその影響とい うのはどういうものがあるかなというところで 9 等級 3 とQ4 を設定して おります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:27	適用条文で拾ったものから、じゃあ、条文が適用されるけど、申請書についてはどういう影響があるのかっていうところを説明したのが申請のフローの方になりますので、
0:11:40	おっしゃる通り
0:11:43	例えば、2 項の 1 号のハについては、Q2 でもし拾わなければQ3 で拾うことになるので両方かかっているところにはなるんですけど、大事なところは漏れなく広いということが大事になりまして、
0:11:55	大事なところになりまして拾った後はその条文が今回、新設変更があるものなのかどうか。
0:12:04	変更が必要なものなのかどうか影響があるものかどうかというのはその後段の申請フローの方で確認をいたしますので、
0:12:13	条文整理の表のご説明で言いますと適用の理由については、Q2 の説明がありますけども、申請がしない理由については臨界についてもちゃんと評価して確認してますよっていうところもご説明。
0:12:27	しておりまして、Q2 で広岡 93 英弘以下、そこが変更になってもその申請の理由というのは変わらないものになります。
0:12:36	以上です。
0:12:38	現状規制庁数でそうすると、多分 9 割のところ、次の疑問が出てきてですね。
0:12:45	9 案で、実際もう、
0:12:49	資料 3 の一番頭の、
0:12:52	三条のところから、
0:12:54	登場して、
0:12:56	判定基準としては燃料集合体直接要求のある条文化なので、
0:13:03	燃料体はとか、
0:13:05	燃料はとかそういう、或いは、
0:13:10	炉心はとか、
0:13:12	ていうワードだけで拾うのかと思ったら、
0:13:16	資料 3 の一つ目の第 3 条の地盤のところ、
0:13:22	寝る集合体は、設計基準対象施設。
0:13:27	なのでそれ拾いますっていう言い方になってて、
0:13:30	何かこれ鳥井田巻はこのような気がしてて、
0:13:33	急に、
0:13:35	ていうのを拾ってんのはこれ燃料集合体で引っかけてるわけですよ基本的には、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:42	取扱施設消防施設だけひっかけるっていうんだったら、何か、
0:13:47	その言い方からすると、
0:13:49	原子力原子炉とか、そういうので引っかけますとかっていう、何かこう、
0:13:55	施設名で引っかけるとか、いや、単純に見てあげれば単純に、
0:14:01	燃料集合体。
0:14:03	或いは燃料体、
0:14:05	というふうに言うだけでも 16 条という、
0:14:08	拾えちゃうんですよね。
0:14:10	基本的には、それ考えると、
0:14:13	旧案でいきなり、
0:14:15	燃料集合体。
0:14:17	を直接拾うって言うけどそこでもいきなりDBとか、
0:14:21	安全施設とかってのも拾いますって言うて、何かむしろそれは幅広の方に行ってますね。
0:14:27	直接的にはまず燃料拾えます。
0:14:30	燃料は、
0:14:32	燃料に書くん。
0:14:34	か、燃料が関係しているDBの条文は拾いますとか、電力が関係してる安全施設の情報が拾いますっていうふうには、断固幅広になっていくんだったら、
0:14:44	わかる気がするんですけど、何か 9 番でも最初にパーツと幅広に拾っちゃってるような、
0:14:50	気がするんですけど。
0:14:52	そこを、
0:14:54	と。
0:14:55	Q3 とかQ4 で、
0:14:59	その条件を組み合わせるとしてそっちでないと拾えないっていうところが、何か、
0:15:05	ちょっとこう、
0:15:07	位置付けが大分違うなって気がしててですね。
0:15:13	その辺って、なぜ 9 案でいきなりそこが幅広になっちゃってるのかちょっと、
0:15:19	だんだん幅広になっていくのかなと思ったんですけど。
0:15:22	そういう考えでもない。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:15:25	経営電力のタケツグです。そうですね 9 番については燃料集合体に直接要求のある条文かっていうところになるんですけど 1009 番についてが、燃料体の話をしてて、軽油についてはその燃料を取り扱う。
0:15:39	設備に関する設備ということで、
0:15:43	だんだんその燃料そのものから離れていくようなイメージで作成しているものになりますが、ちょっと 9 番、燃料集合体については燃料集、
0:15:55	設計基準対象施設で安全施設でもありますので結果的にちょっと、
0:16:01	いろんな条文を拾ってきてるような状況で広く、
0:16:08	拾ってる、結果的に広く拾う。
0:16:11	条文拾ってく形になりましたけども考え方としてはその最初に、燃料そのものそのものを見てその次に燃料に関連する、取り扱う設備を見て、影響、燃料に影響が変わることにより、
0:16:25	影響する設備を見ていくっていうようなそのだんだん燃料を考えていくようなイメージで作成をしているものになります。
0:16:32	規制庁数ですから、結局 9 案が最初に幅広でほんと、
0:16:37	感覚で拾ってる気がして、
0:16:39	ここのDBって書いてある家設計基準対象施設って書いてある条文は、燃料が関連するんで、
0:16:47	旧案です。要するに分類SDで言え関連するって、そう思ってるだけですよねっていう。
0:16:53	そうそうじゃないですか。
0:16:57	実際の設計、新規制のときの設計の結果として、
0:17:01	そういうことを九州電力がやっていたので、
0:17:04	それで拾ってるんですけどっていう、そういうことではない。
0:17:09	いや要するに、言いたいのは、9 番で燃料集合体に直接要求のある条文化っていうんだったら燃料集合体の上部だけ拾ってくればよくて、次に、
0:17:20	取り扱い雪上施設拾ってきます。
0:17:23	次は、燃料集合体が持っている機能、安全機能。
0:17:29	について拾ってきます。
0:17:32	で、その次がさらに、
0:17:34	その全体として、燃料集合体として見なきゃいけない、設計基準対象施設の情報を拾ってきますみたいな、
0:17:45	であればこれ、それで一応設備側全部拾えましたと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:49	で、一方で解析に関連するところはQ3Q4 ですみたいな、なんかそういうことであれば、何かわかるんですけど 9 番が何かいきなり、
0:17:58	やっぱり感覚的になってるような気が。
0:18:01	するかなって思って、で、まあ、別にこれ、
0:18:05	どういう判定基準にするしない。
0:18:09	にかかわらず、
0:18:10	結局もれなく拾えてればいいんですっていうのであれば、これ全然フローでもなくて、
0:18:16	どういう条件に引っかかるものを拾ってきますっていう。
0:18:19	並列の箇条書きでも全然何も変わらなくて、
0:18:24	要するに順番に拾っていきなさいいけない理由はないってことなんですね。
0:18:29	言ってるのはだんだん幅広になってっから、順番に拾っていく必要があるんですっていうことでもなくて、
0:18:37	これ並列にこれに係る香りがあるかって選んでいけば、
0:18:42	拾えますっていうそういうものだっていうことですね。
0:19:01	あ、九州電力中園でございます。
0:19:04	指摘いただいた点はですね当社の方でも理解はしました。ただ
0:19:14	今おっしゃられたようにですね、どうやって広岡理由を羅列してですね、拾っていくっていうやり方を見せ方も一つだと思っております。
0:19:24	ただ今の当社のやり方としては、意味合いとして、
0:19:29	先ほどから何回も出てますように、幅広く条文を拾うっていうのが、
0:19:35	最終目標でありますので、そのプロセスがですね、今の形では、フローで一つずつふるいをかけて落としていくような形で、
0:19:45	その落とし方が、最初に広く拾っていくのか、細かく拾っていくのか、或いは条件だけ提示して拾っていくのかと、そのプロセスの違いは多少あるものの、
0:19:56	目標としては変わらないという今の状態でも、幅広く拾えているというふうに認識しております。以上です。規制庁宗です。わかりました。一応ね、念のためにもう一つだけ例示を挙げておくと、
0:20:10	旧案で拾う拾わない感覚でいいかなって思ったのは 13 条はまさにそれで、
0:20:19	資料 3 で言うと 7 ページですね。
0:20:24	13 条の一番、柱書って設計基準対象施設はから始まりますよね。
0:20:31	これって三条と何も変わらない気がしていて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:34	じゃこれ何で分類Aじゃないのかなっていうふうに思った。
0:20:38	ですよね。だからその辺が結構感覚的なところがあって、
0:20:42	幅広にってだから 9 案で幅広になんか拾っちゃってるんで全部拾っちゃえばもう終わりなんじゃないかなって気もしちゃうっていうことで聞いたんです。
0:20:52	結果的に幅広に、
0:20:55	見逃すことなく拾えていれば、別にそれで問題ないと思うので、
0:21:01	結局資料 1 の 5 ページの累計選定下のフローとは言ってるけど、結局それはさっき言ったように、
0:21:09	拾うべき条件が、この 9 番から Q4 までありますと、これでとりあえず一通り拾って、場合によっては別に、
0:21:18	旧案で 13 条も拾ってね。
0:21:20	Q3 で 13 条も拾ってって別にそれ重複しちゃって問題ないわけだと思ってるので、
0:21:28	拾い方のやり方順番とか気にせずにとりあえず、この 9 番から企業に引かかるものを全部拾ってきましたっていうことだっていうことを今ちょっとお話いただいたので、
0:21:39	それだったらそれでいいのかなっていうふうにちょっと思ったというところを、もう確認のため言っておきます。
0:21:46	はい。続けてですね、
0:21:57	資料 2 のですね、
0:22:22	資料 2-3-1 表の 3 分の 3、8 ページですね。
0:22:31	これの一番下の、
0:22:34	使用済み燃料ピット未臨界性評価手法の、
0:22:37	変更っていう、これがですね、資料 3 の方に落ちてきてなくて、
0:22:45	多分これ 54 条の 2 項の話。
0:22:50	1 個 2 個かな。
0:22:53	の話だったと思うので、
0:22:56	そこに最終的に落として、
0:22:59	きてることになる。
0:23:01	遠い。
0:23:02	思うんですがそれでいいですかねっていうことですけど。
0:23:15	九州電力の吉田です。先ほどの使用済み燃料ピットの未臨界性評価手法の変更が資料 3 の中に、該当する場所がないところなんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:26	37 条の第 3 項、こちら使用済み燃料ピットにおける重大事故に至る恐れがある事故が発生した場合の他、必要な措置に対する評価になるんですけども、
0:23:38	そちらすみません、資料 325 ページ。
0:23:41	でございます。そちらに変更内容として、使用済み燃料ピット未臨界性評価手法の変更という箇所を入れて今回評価をさせていただいております。以上です。
0:24:34	規制庁宗です
0:24:54	37 条の 3 項で、著しい損傷を防止する。
0:25:05	言ってるのが燃料。
0:25:07	対使用済み燃料について、
0:25:11	の話で、それは想定事項。
0:25:16	2 として、
0:25:18	未臨界種が維持されていること。
0:25:23	想定事項 1 に想定。
0:25:26	そういう想定事項 1 に両方ですね、あれ、これ。
0:25:30	本文 15 にその記載って入ってるんですか。
0:25:41	ちょっと本文 15 に直接書いてあるかちょっとすぐ確認しますが添付 10 まで含めれば記載はしてあって実効増倍率が、
0:25:56	あとは使用済み燃料ピット未臨界性評価手法の変更したもので出してあるもの。
0:26:02	を用いてそう確認をしているものになります。
0:26:08	規制庁柘植そうそう 54 条 1 項は書いてあると。
0:26:13	1 項に該当する。
0:26:15	ものとしては、37 条まで書いてあって、
0:26:18	54 条 2 項っていうのは、これは本部 15 とか添付 10 では書いてないものってことですか。
0:26:28	九州電力のタケツグです。十四条 1 項の方が、想定事故 1 の要求になっておりまして、2 項の方が大規模損壊の
0:26:37	話になってるかと思いますが、第 2 項分、第 2 項について本文は、
0:26:45	申請書に記載、次、
0:26:48	未臨界性評価の結果が申請書に載っているもので載っていないものになります。以上です。
0:26:56	規制庁スズキ末大規模損壊だと、技能、
0:27:00	SA技能側になっちゃうんですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:04	正義の側で未臨界性としなさいって特段要求はないと思うんですけど。
0:27:10	関野新居、2ポツの方ですね大規模損壊って。
0:27:15	そっち側で、
0:27:19	臨界になっちゃいけないよって。
0:27:22	書いてない。そんな有休ありましたっけ。
0:27:27	九州電力タケツグすいません 54 条の 2 項のところで、
0:27:32	燃料使用済み燃料貯蔵槽からの代替の水の漏えい。
0:27:36	その他要因により、水が低下した場合において、委員会をするために必要な設備を設けなければならないと。
0:27:42	いうところで
0:27:46	この臨界をするために必要なというところで臨界の未臨界の評価を実施しております、
0:27:52	それについて申請書には記載がないもので補足説明資料として説明をしているものになります。
0:28:00	今の変更理由の資料で示しているもの。
0:28:05	示してるのは想定事項の評価でそちらは申請書に記載はあるんですけども、
0:28:10	そちらと同様の評価手法によって、
0:28:19	2 項については民間であることを設営と確認しております。以上です。
0:28:24	規制庁都築ですけど、私の認識だと 54 条 2 項の、
0:28:30	臨界防止Cの実効増倍率の評価、設工認で出てくるので、
0:28:37	大規模損壊じゃないと思ってるんですけど、
0:28:41	する大規模損壊のない溶接工に出さないですよ。
0:28:46	なんで 54 条 2 項はあくまでも設置化基準規則として、
0:28:52	本文 5 号で設備対応して、
0:28:56	本文 10 号で、
0:28:58	臨界防止を図るという方針に対して何かしら、
0:29:03	示されている。
0:29:05	もんだと思ってるんですけど、現状は本文 15 でも添付中でも、
0:29:10	54 条 2 項は出てきてない。
0:29:15	解析の話は、
0:29:16	それは設工認側で出てるので、
0:29:22	例えばテンパチで、
0:29:24	そこに引っかけて書いてありますとか、
0:29:27	そういう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:30	ことなのかな。
0:29:34	ということであれば 54 条 2 項として、今の資料 2 の、
0:29:40	8 ページの、
0:29:42	SCALEコードの話は、
0:29:45	どっか会 50 条 2 項として書いててもいいのかなっていうふうに思ったんですけど。
0:30:12	九州電力ハタケタケツグすみませんちょっと、今の点についてご確認、
0:30:18	もう一度ちょっとご確認させていただきたいんですけど、一応今の資料としては資料 2-3-1 表の一番下の、
0:30:27	通常済み燃料ピットの未臨界性評価手法の変更っていうところは 37 条の、
0:30:35	と想定事故の部分で申請書に実効増倍率を記載しておりましてその評価の仕様変更となったので、37 条に関する変更ですよというところで記載をしてるんですけども、
0:30:47	54 条とし、
0:30:50	てというのは、
0:30:51	どのような、そのもう一度ご確認させていただけないでしょうか。
0:30:56	54 条も臨界防止図りなさいって言ってるので、その設備があるんだったら、
0:31:03	設備について、
0:31:05	54 条 2 項としての設備があって、設備なかったって大丈夫ですよっていうんだったら、
0:31:12	解析をもって、それを示すっていうことをもって、
0:31:17	適合性を、
0:31:19	言うのかなというふうに思っていて、
0:31:23	それは
0:31:25	37 条、
0:31:27	事項ではないので、37 条の想定事故 12 だけの話してるから、51 コガの話じゃなくて、
0:31:34	であれば 54 条 2 項としてそもそも何かそれを言うべき話なんだけど、
0:31:40	許可で解析示してないので、
0:31:43	工認なりますから工認ですっていうことだったとして、するんだったら、
0:31:50	50 条 2 項では、最終的には、
0:31:52	解析をして確認します。
0:31:55	ということであれば例えば、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:57	その実現可能性として、
0:32:00	テンパチの方で、その 50 条 2 項に係る臨界防止っていうのをどうやろうとしているのか。
0:32:07	で、何かしらこう書いてあって、
0:32:10	それが、
0:32:11	最終的に基本設計方針本文の 5 になると思いますけど、臨界防止を図ると。
0:32:18	それが基本設計方針において、恒設に応じてきて、添付書類が設工認の添付書類側の方で、計算書があって、
0:32:27	それで 50 条 2 項に相当する技術基準。
0:32:32	ー60 何条とかっていうところを満たすかどうかというふうに、
0:32:37	見ているという事実はあるとっていて、
0:32:41	事実があるのであれば、そこんところは 54 条 2 項のほうに、
0:32:46	許可の 54 条 2 項のほうに何かしらこれが絡んでくるっていうことにはならないのかなっていうふうに思ったんですけど。
0:32:56	それだって方針として許可の段階で、
0:33:00	こうやりますっていうことなんか示しとかないといきなり技術基準側の方でここいきなり出てきますっていう。
0:33:07	ことでもないんですよね多分。
0:33:14	あ、九州電力タケツグです。
0:33:19	使用済燃料ピツ等の設備としてどのように臨界をた臨界しないような措置というか設計になってるかというのは申請者に、
0:33:31	ほぼ設計の方針というのは記載してございます。従来から何か燃料が買った時とかは、その未臨界性の評価については申請書の補足説明資料で、
0:33:44	示させていただいておりますとあと工認の添付資料についても同様に説明しておりますで、
0:33:52	なので 54 条 2 項についてこの A 氏、
0:33:57	藤社長さんの 1 の手法の変更というのは関係するものではあるんですけども、この条文整理表の節説明資料の構成としては、
0:34:07	一番右の変更理由のところですね、これについて申請対象設置許可発申請書の変更があったものに対して、変更理由としてひもづけるという構成になってますので、
0:34:17	関係するんですけど資料としては

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:22	そのような変更、変更するものに対して紐づけるというような記載になっております。以上です。
0:34:28	院長規制庁それでそうすると、資料 2 はあくまでも適用条文の話として落ちてくるんじゃないかって、
0:34:35	申請条文の話として落ちてくる。
0:34:38	ということなんですか。九州電力のタケツグでその通りでございます。
0:35:39	規制庁宗です。そうするとちょっと、
0:35:43	次の疑問が生じてきてしまって、同じ資料 2 の表 4 なんですけど、
0:35:54	表 4 は適正化するし、する他接適正化で変更するので
0:36:01	申請条文なのか適正化なのかのありますけど、とりあえず、申請条文として読むのであれば、
0:36:08	そこはそれで拾えるんだけど、
0:36:11	そうずっと適用条文として拾ってないものが指標 4 で、
0:36:15	申請両方で登場する。
0:36:18	ということになるってことですか。
0:36:31	九州電力のタケツグです。表 4 に関しましては
0:36:37	適合性括弧、すいません。失礼しました。変更理由の一番最初のページのところで表 4 についての説明を記載してございますけども、
0:36:48	表 4 に関しては今回の申請に合わせて、
0:36:51	記載の適正化、
0:36:55	適合し許可の適用性に影響を与えない営農記載の適正化という項目になりまして、今回の申請に合わせて
0:37:04	先行プラントの構成の反映だったり今、
0:37:09	最新最新といいますか
0:37:12	許可に影響しない範囲で修正した方がいい箇所を推薦するというようなものになります。
0:37:17	なので条文整理表に紐づけるものではないと考えておまして、今回の申請の範囲で
0:37:25	記載を適正化した方がいいというところについてを変えているものになりますので、これ一の変更。
0:37:32	に関して何か変更するけど、適用して
0:37:37	適用条文に出てこないけど変更するという、そういうものにはないではないと考えております。申請範囲の
0:37:43	中で変更しているものになります。以上です。
0:37:56	市場それでそうすると、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:38:01	この
0:38:02	表 4 は、表 1、2、3 に必ずどっかに紐づいてるってことなんですね。
0:38:12	九州電力のタケツグです。
0:38:19	そう、申請書の変更箇所に関連するところに紐づいて、
0:38:27	なんすかね。
0:38:29	その審査、
0:38:31	例えば一番上の表 4-1 の一番上の項目につきましては運用ガイド及び最新記載の反映というところになりますけれども、これは
0:38:40	最新の燃料を行う。
0:38:44	燃料の申請を行った他プラント、国内PWRの他プラントだったり、今の設置変更許可申請に係る運用ガイドに、
0:38:53	照らし合わせて見た時にちょっと構成等が、当社の今の申請書の構成とか古い、古いものとなっておりますのでそれを都度構成を変えましたというような変更になっておりまして、
0:39:06	設計の内容には関係変更ありませんので、その適合性の下、
0:39:13	既許可の適合性に影響を与えるものではないと考えているんですけれども、
0:39:16	今の申請、今回申請する範囲において、範囲の中で、
0:39:23	反映できるものについては反映しているというものになります。
0:39:27	以上です。
0:39:42	規制庁鈴木です。もう 1 回確認しますけど、
0:39:47	資料 2 の 1 ページ目でいうと 2 ポツの両括弧 4 の書き方っていうのは、
0:39:55	本申請に合わせて申請書の記載の適正化を行っているっていうところは、
0:40:01	本申請ってのは両括弧 1 から両括弧 3 の申請。
0:40:08	の中において、
0:40:11	合わせて申請書の記載の適正化を行っている。
0:40:15	と呼んでいいということですね。
0:40:34	主九州電力のタケツグです。
0:40:37	まず下等 2 ポツの変更内容の(1)から(3)を変更する。
0:40:45	中でその項目の中、その項目について
0:40:52	最新記載の反映等を修正し直す修正すべきと当初考えたものについて修正しているものになりますので、(1)から(3)の変更に合わせて変更するものと考えてよいかと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:07	思います。以上です。
0:41:11	きちっとそうですそれでしたら、表 4-1 表 4-2 は、
0:41:17	表。
0:41:19	1 表に表 3 のどこに関連する、しているのか。
0:41:25	どこにその例えば一つ目だったら、運用外と最新記載の範囲を行っているのか。
0:41:32	ていうのをちょっと紐付けをしていってもらえますか。
0:41:49	九州電力中園でございます。
0:41:52	今のおっしゃられたことは、
0:41:56	不肖 4-1、表 4-2 のそれぞれの項目が、
0:42:02	表 1 に、表 1、表 2-1、2-2、小 3、
0:42:08	1 に、それぞれのどこの項目、と関連があるのかっていうのを明示をした方が良くというご意見だと思っております。
0:42:19	で、ちょっと説明認識がちょっとまだ、ちょっと少しずれてるのかなと思ってるんですけど。
0:42:26	当然今回、5 万 5000 燃料を申請しまして、
0:42:31	それにあたっての変更内容としましては、資料 2 の 1 ページ目の 2 ポツ変更内容の(1)、(2)、(3)、これらの変更項目の方に分類して、
0:42:44	説明をしておりますので、
0:42:46	今回これらの変更申請書の中で行うんですけど、その申請書の変更箇所、
0:42:52	のうち、
0:42:53	123 を反映した申請書の中で、
0:42:58	さらに記載として、記載内容を充実させたり、適正化を行うための変更をやってることなので個別にどこに結びついてというより、
0:43:08	申請書全体に対して、さらで見た時にここは記載の適正化をした方が良くという判断でしてるところになります。以上でございます。
0:43:19	規制庁宗です。何も難しいこと言ってるんじゃないで、
0:43:22	表 1-2-1、表 2-2、表 3-1 表 3-2 っていうのは、
0:43:32	本文だけじゃないかもしれないですけど、申請書の辺、記載を変えて申請しているところなので、
0:43:40	その中で、
0:43:43	表 4-1 の、
0:43:45	一つ目でいうと運用ガイドに、
0:43:48	基づいて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:50	記載を変えましたっていう。
0:43:52	ことですよね。
0:43:54	であれば、
0:43:56	その運用ガイドに合わせて変えた項目を表 4-1 の中に列記しといてくれれば、
0:44:04	わかりやすいなっていうだけなんですけど。
0:44:11	疑似電力のタケツグです。はい。コメントし理解しました表の 1 に関しましては
0:44:19	一つ、
0:44:22	一つ目。
0:44:25	の運用ガイド等及び 3 震災の反映と、四つめの運転本分 15 関連の最新記載の反映というものは、
0:44:33	今ちょっと該当する項目が多岐にわたるので今後列挙複数列挙する形になるかと思えますけども、
0:44:46	は、
0:45:07	はい、規制庁を通じた、例えばさっき言った、表 4-1 の、
0:45:12	本文 10 号関連最新記載の反映ってところは、いや、いっぱいたくさんありますっていうのは全然問題なくてむしろ、
0:45:20	具体的にどこを最新記載に合わせて記載を適正化してきているのかってのも知りたい。
0:45:27	ところなので、
0:45:29	それをずらずらずらっていっぱい、ここに表 4-1 の、今本文 15-1。
0:45:36	ところにいっぱい並んじゃいますっていう。
0:45:39	言われましたけど、むしろ並んで欲しいんです。
0:45:42	アノな並べて欲しい。
0:45:44	そうすると申請書を見たときに、これ、新規制の時の記載と違ってて、
0:45:51	返ってきてるんだな、例えば仙台の 5 号燃料と見比べても多分違う話になるんですね。そうすると、
0:46:00	だけどそれは最新記載を反映してるから、記載変えてるんですけどことが理解できるので、むしろそれを理解し、しておいた方が認識しておいた方が、
0:46:09	いいなと思ったんですけど。
0:46:16	九州電力中園でございます。今おっしゃられたようにですね多岐にわたるところも書いて欲しいというお話でしたけど、
0:46:27	書き方たなんですけど、先ほどから何点かありますけど

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:34	多岐にわたる、いっぱいあるっていうところであればですね、例えば一つの例としてですね書き方として、例えば申請書の添付書類 8 の 3.2. 1 項の部分ですよとかそういう書き方でもよろしいでしょうか。
0:46:50	1 個、全く同じような書き方のところをいっぱいこう直してますっていうのは、1ヶ所例示を書いて、
0:47:00	実際に直してるところはどこですかというところですよっていうのを、
0:47:03	単純に
0:47:05	施設番号とか、項番号とか並べといてくれてもいい、いいですけど、
0:47:10	あと、それ 1 個 1 個売ってくの面倒くさければ、
0:47:14	例えば何か申請書のところマーキングしといてくれればそれでもいいですし、やり方は何でもいいんですけど、
0:47:21	とりあえず何が。
0:47:24	記載適正化で変わってていやこれ、変更内容じゃなくて、
0:47:29	適正化として書いてるだけですっていうところを、
0:47:33	認識を間違えずに、
0:47:35	読みたいっていうだけなんですけど。
0:47:48	九州電力中園でございます。
0:47:51	それは、今おっしゃられたのはこの資料の中で読めるようにっていうことでしょうか先ほどあの申請書にマーキングっていうお話もあったんで、
0:48:00	別で、
0:48:01	別の資料でっていうイメージでしょうか。はい。規制庁宗です。どういう形でもいいです。我々が認識できるように、
0:48:10	情報を出していただくのがありがたいなっていうだけです。九州電力のタケツグです。現在
0:48:17	今後の申請への説明性の観点でといいますか比較表の方を作成してお見せしたいと考えているんですけども、
0:48:27	その比較表で記載の適正化を示すということでもよろしいでしょうか。それ、それの方が逆にわかりやすいんです。それだったらもっとありがたいです。
0:48:37	その比較表についてなんですけども
0:48:40	今の条文整理の方を行っておりますしてその具体的な申請書の中身の審査に移った時にその比較表というのをういてご確認いただくのかなと考えておまして、
0:48:52	なので、条文整理の審査会合。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:56	んでは、資格表はまだ不要のかなと考えていたところなんですけれどもそのようなご認識でよろしいでしょうか。規制庁鈴木です。タイミングはお任せします。はい。
0:49:07	広島九州電力タケツグでしようしましては、
0:49:10	比較表作成Cさ、作成施設の中で遅延適正化がどの部分かというのは明確にして、ご説明したいと思えます以上です。
0:49:21	規制庁鈴木です。それをお願いしますんで、さっき言った、
0:49:25	1 ページ目の 2 ポツの両括弧 4 は、
0:49:29	上記の両括弧 1 から両括弧 3 の紙申請。
0:49:34	内容のうち、
0:49:36	ここで、このタイミングで適正化しますっていう、そこをはっきりしといていただければ、
0:49:43	後々それを確認する手段は何か別の手段でも構わないので、そう、そういうふうに、順次、
0:49:51	審査を進めていく過程で、間違いなく、読めるようにしておきたいという。
0:49:57	ことでそこはテキスト、今の記載のところは、
0:50:00	わかるように書いといてもらいたいですけど。
0:50:05	はい。九州電力のタケツグです。この資料 2 の 2 ポツの(4)の記載については
0:50:15	ちょっと記載の方検討させ、検討して修正させていただきます以上です。
0:50:21	はい。規制庁都築ですそこお願いします。
0:50:27	すいません九州電力中園でございます。今資料 2 の、2 ポツ(4)の記載の話がちょっと出ましたんでちょっと確認させていただきたいんですけど、
0:50:38	表現をちょっと見直した方がいいということで、
0:50:41	今ざっくりですね本申請に合わせてっていう言葉を使って多分書いてるところが、もう少しここを具体的に 2 ポツの括弧 123 の変更に合わせて、
0:50:55	それ、それに元基づいてとかそれに紐づいて
0:50:59	記載の適正化をやってると、その旨を記載するという理解でよろしいでしょうか。
0:51:04	規制庁それぞれで結構ですはい。
0:51:10	九州電力中園でございます。ありがとうございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:18	規制庁杉です。ちょっと続けますけれども、
0:51:24	等、
0:51:27	資料 2 のですね、今回、
0:51:33	直してきてもらう。
0:51:35	ただ、表 1 の部分なんですけど、
0:51:46	ペレットの長さ
0:51:48	それからペレット最高燃焼度、
0:51:53	被覆管の厚さの変更支持格子材料の変更っていうのが何か追加されてる。
0:52:01	のかなと思ってて、
0:52:04	これって、ペレットの長さでいうと
0:52:08	9.5mmとかって記載があると思うんですけど、
0:52:12	ここ変更内容として書いてある内容は何か読み取れないのかなと思ってて、
0:52:19	その申請書そのものの記載から、
0:52:23	ここの、
0:52:24	これらって、
0:52:27	最終的に、
0:52:34	資料 1 の 5 ページの、
0:52:37	Q3 の、
0:52:40	燃料集合体の設計を入力条件と、
0:52:45	指定のここに全部かかってくることとして挙げられてるんですか。
0:52:51	主九州電力のタケツグです表 1 の燃料集合体の仕様変更につきましては申請者と添付書類 8 の、
0:52:59	燃料の主要再生部分で変更となった部分を記載しておりまして、今、新しく追加するペレット長さの変更から製麹材料の変更についても、
0:53:10	申請書の添付書類 8 で変更になった部分になりますでは、これらの設計については、
0:53:18	これを条件として機械設計のあの辺、議会設計を行っておりますのでそちらにかかってくるものになります。以上です。
0:53:28	規制庁スズキです
0:53:31	そこが、
0:53:34	違う。
0:53:35	数字が入ると。
0:53:37	設計結果が変わってくる、設計ってというのは例えば、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:44	等、
0:53:45	表。
0:53:58	イマイって機械設計って言ったんで機械設計のところでもいいんですけど、
0:54:05	ペレットの中心、
0:54:07	最高温度、
0:54:09	とか、
0:54:10	休暇の内圧の履歴だとか、
0:54:15	そういうのって、
0:54:16	もし変わってきちゃうんだとしたら、
0:54:20	今、ペレット長さって申請書の本文で 9.5mm としか書いてない。
0:54:25	と思ってるんですけど。
0:54:30	いや、それが 9.5 じゃなくて、
0:54:34	9.2 ミリ。
0:54:36	もあります。9.5 じゃ駄目ですとかってなるとしたら、
0:54:42	それで許可時許可としてしっかり示さなきゃいけない話なのかなって逆に思ったりしたんですけど。
0:54:52	これ、これ本当に何かこう、
0:54:57	許可として、
0:54:59	こういう変更するんですってこと言わなきゃいけない事項なんですかね。
0:55:05	皮膚科なさは確かにそうかなって気がして、もともと、
0:55:13	0.57、0.64 で二つ書いてあったのが今 0.57 っていう記載になっているのか、実際これ厚さって書いてありましたっけ。
0:55:23	どっか。
0:55:30	九州電力タケツグですけど本文 5 号の方に約 0.6mm と記載をしておりますとあと添付書類、
0:55:38	88 の方にもより詳細にヤギ 0.6。
0:55:43	もう 7mm と記載をしております以上です。
0:55:46	はい規制庁スズキだから、
0:55:50	本文で書いてある 0. 約 0.6 ミリって、あくまでも丸めた数字で書いてあるんだけど、
0:56:01	結局、
0:56:03	返金本文の記載って変えてない。
0:56:06	ですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:09	だとすると申請条文としてここを示してるってことを言うためには、
0:56:16	何かテンパチいかなんかから全部引っ張ってこないと言えないってこと なんですか。
0:56:23	それともそもそも燃料の、
0:56:28	しょうって、
0:56:31	ヨンパチと全く同じだとしても、いやもうこれは5号として全部申請してる んですと。
0:56:38	数字が変わってなかったとしても変更なんですと。
0:56:42	そういう位置付けであったとすると、
0:56:46	この表1ってもっと全部いっぱい書いてないとおかしい気がするし、
0:56:52	ちょっとこの、
0:56:53	抜き出してる感覚がちょっとよくわからなくてですね表1の、
0:56:59	単純にヨンパチの紙。
0:57:01	から5号に変えたんで全部、
0:57:04	本文に書いてあることは全部変更です。いえ、数字として変わってなか ったとしても、
0:57:09	全部変えるんですっていう。
0:57:11	ことなのか。
0:57:17	それによって多分何か申請条文が変わってきちゃったりすると嫌だなっ て思ったんですけど。
0:57:40	九州電力中園でございます。今回の申請にあたってはですね取替燃料 として、5万5000の燃料を使いますということで、今、記載されてる新し い申請書RAW変更申請書に記載されるスペックにつきましてはすべて 5万5000燃料のスペックですという言い方になります。
0:57:59	以上でございます。以上です。わかりました。じゃあ、
0:58:05	あんまりここで、
0:58:08	変更内容のところに、
0:58:10	記載に書いてない。
0:58:11	数字とかナカ出さずに、
0:58:15	単純に例えば皮膚科なそだったら、
0:58:18	5号燃料、
0:58:19	ヨンパチ燃料を0点や、これ、0.66ミリを、5号燃料の約0.6mmに変更 しますっていう。
0:58:29	そういう意味合いだっということですね。
0:58:34	九州電力中園でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:58:37	書いてない数字とおっしゃいますのは本文 55 に記載がないということでしょうかテンパチの方には記載がある数字を載せております。以上です。
0:58:59	規制庁それでそうすると、そこは、
0:59:04	資料 1 で言うと、まだ、
0:59:07	今回の
0:59:09	確認対象じゃないですけど 6 ページ。
0:59:13	のQ1 とQ2 の、
0:59:18	違いで、
0:59:20	分けられますみたいなそういうことを言われているところですか。
0:59:30	九州電力中園でございます。
0:59:32	Q1 とQ2 で分けがあるっていうのは申請書の記載として、変更があるか。Q1 だと、申請書本文に変更があるか、Q2 であると、添付書類に変更があるかって、そこに、そうですねそれぞれ本文と、
0:59:48	添付書類の変更があるかっていうところで区分するということですね。
0:59:54	規制庁それでそうすると、先ほどの言い方だと、
1:00:00	資料 2 の表示の被覆管厚さの変更っていうのは、
1:00:04	本文上に何か、
1:00:06	違いはないんだけど、
1:00:08	だけれどもヨンパチ燃料から 5 号燃料の使用にごっそり変えるので、
1:00:14	そこは本文の変更として扱いますみたいなそういうことになるってことですか。ただ、
1:00:19	変更内容の説明はテンパチもう少しそこ詳しい設置数値が書いてあるので、
1:00:26	その意味合いとしてはこういうところが変わることもありますと。
1:00:33	そういう補足的な感じで今ここに書かれているのかなっていう。
1:00:38	かなって今、
1:00:39	理解しましたけど、
1:00:44	九州電力中園でございます。
1:00:47	この資料 2 のコンセプトとしましてはですね当初は本文事項だけ記載をしておりました確かにですね、
1:00:55	そのあと、いろいろとヒアリングいただいてですね、
1:01:01	記載としては、本文事項に限らずですね、添付書類も含めることという、ということで、今回、添付資料の内容も含めた形にしてきております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:12	以上です。規制庁宗です。そこは理解していて、ただ、書き方としては本文 5 号関連ってところが、
1:01:21	午後だけじゃなくって、店舗書類も含めてここ書いてますということであればちょっとそこはわかりやすく、
1:01:30	さっき言ったように不可な差は、
1:01:32	数字としては、
1:01:35	本文 5 号として書いてある数字は、ヨンパチも後も変わらないんだけど、
1:01:40	テンパチの方をちゃんと見ると、もっと細かく数字が違うことが書いてあってただ、
1:01:48	ただし、本文 5 側の話は、もう 5 燃料としての使用なんで、
1:01:53	そこは後ごっそり同じ数字だったとしてもごっそり書きかえた変更したっていう位置付けにしますと、
1:02:01	そういうことであればそういうのがちょっとよくわかるような変更内容の書き方をちょっと、
1:02:07	しといてもらいたいな。
1:02:09	例えば本本文では、
1:02:11	0.6 から 0.6 変わらないけど、
1:02:14	詳細にテンパチでこういう数字を変えるっていうことを言ってますとか、
1:02:21	そういうこと。
1:02:23	わかるように書いといてもらいたいなってことなんですけど。
1:02:26	九州電力中園でございます。ご指摘ありがとうございます了解しました。本文で変わるかわからないか、添付書類で変わるのか、その辺がわかるように、つ記載を追記したいと思います。以上でございます。規制庁それぞれと合わせて先ほど言ったように、
1:02:44	ヨンパチの使用と 5 号の使用、
1:02:47	は、数字が同じく同じじゃないか関係なく、5 号の使用として、
1:02:52	本文は書き直していますと。
1:02:55	数字が同じだったとしても書き直してますっていう。
1:02:58	こともわかるような、
1:03:00	形で説明しといてもらいたいんですけど。
1:03:07	九州電力中園です。了解しました。
1:03:10	取りかえ内容として、5 万 5000 円として以下のスペックを使用しますというようなのを一番宣言を入れた上で、ヨンパチ燃料等の 4 × 燃料というか申請前のですね、記載と、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:26	こういうところが記載が変わっておりますという、示し方をすればいいのかなと今理解しております。以上でございます。
1:03:34	鈴木です。それをお願いします。
1:03:38	続いてちょっと話が変わって、
1:03:43	資料1の5ページの、
1:03:46	Q3とQ4の、
1:03:50	話しに行くんですけど、
1:03:54	資料数、
1:03:57	3、
1:04:01	見たときに、
1:04:03	ちょっと、
1:04:06	例示として挙げますけど、
1:04:09	17条の1号、
1:04:11	圧力バウンダリーの健全性というか、
1:04:16	といったところ。
1:04:19	それから、19条の、
1:04:22	非常用炉心冷却設備のところ。
1:04:26	この23条1号の計測制御系統施設、
1:04:33	それから24条1号の安全保護回路、
1:04:37	32条1項のLOCA時のCVの健全性。
1:04:44	この
1:04:48	五つ。
1:04:50	の内容について、
1:04:55	現状これ全部、
1:04:57	分類D。
1:04:59	として挙げているはずなんですけど、確かそうですね。
1:05:05	なんですけど、
1:05:07	ちょっと何か、
1:05:10	って思うところがあつてですね。
1:05:16	17条1号と32条1項で、これは
1:05:26	言ってみれば、燃料集合体の設計を入力条件として、
1:05:32	評価をしている。
1:05:34	ものだよな。
1:05:36	思うんですけど、でもこれ、分類Cではなくって、
1:05:42	分類Dです、Q4の、そのQ3の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:47	評価結果を設計条件としている方で引っかけている。
1:05:52	そっちも引っかかると思っているので、分類Cでもあるし、Dでもあるかなっていうふうに個人的には思ってるんですけど。
1:06:01	一方で、
1:06:02	19条、それから、23条。
1:06:08	1号の計測制御系統施設等 2041号の安全保護回路。
1:06:15	これって、
1:06:16	そもそも、
1:06:20	Q3で拾ってきた13条の入力条件として、
1:06:26	入力してあげて、
1:06:28	それで、
1:06:30	13条の評価基準なり、十九条の評価基準なりを、
1:06:37	満たすかどうかを見ているところなので、
1:06:40	その評価結果をもって設計条件を定めているものじゃないんじゃないかなっていうふうに思って。
1:06:48	そうするとQ4の分類Dにする。
1:06:52	この適用、
1:06:55	判定基準からは、
1:06:57	普通に考えたら何かすり抜けちゃう気がするんですね。
1:07:02	でもなぜ分類Dになってるんだろうと。
1:07:10	いや鶏か卵かっていう話もあるので、
1:07:14	だけど結局、
1:07:15	は13条の解析をやって、13条で求めている要求を満たせばOKっていうことなので、
1:07:25	要するに入力条件を、例えば計測制御系統施設だったら、
1:07:32	履かなきゃいけないパラメーター
1:07:34	だとかその応答性だとかね。
1:07:37	安全保護回路だったら、それによって何のアクションを起こすか、いつまでに何を動作させるのか、まさにECCSはそうですよね。
1:07:45	何秒以内に行くようになるのか、或いはどういう条件だったら動くようになるのか。
1:07:53	それってでも、
1:07:54	解析では、設計条件決めてるわけじゃなくて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:57	あくまでも、このぐらいいしたら、13条の基準を満たせるよねっていうのをイタレーションしてるだけですよね。イタレーションをしてない、何かトライアンドエラーしてるわけですよね。
1:08:12	というのを考えると、何か今の分、Q4で分類Dっていうところに、
1:08:18	例えば19条2031号27号って、直接的には引っかからないんじゃないかなと思ったんですよ。
1:08:31	ちょっとその辺をなぜ分類Dと捨てることに、
1:08:36	下の下がちょっとよくわからないので、
1:08:41	ちょっと説明をしてもらっていいですか。
1:08:45	OK。
1:08:55	原子力のタケツグです
1:08:58	Q4の、
1:09:00	判定で普及さんの結果を設計条件として条文化というふうにしております指数が、今ご指摘いただいた通り例えば2、十四条等についてはですね、
1:09:10	13条の評価を満足することによってその設計が、
1:09:16	問題ないってことが確認するものになります。
1:09:20	その硫酸上を満足すれば問題ないってことが確認できるので設計については変更する必要がないっていう、
1:09:30	ことではその設計について設計を変更、設計に影響がないっていうところを、
1:09:35	をもって設計条件せんす。
1:09:39	13条を満足しなければ設計を変える必要がありますのでその13条満足するということは設計を変える必要がないということが確認できるという意味では設計条件、
1:09:49	旧予算の結果を設計上検討しているという、
1:09:52	ちょっとそういった意味も含んでおります。以上です。
1:09:58	ちょっとだからそこがね、10名、規制庁ですけど、17条1号は、まさに、
1:10:06	圧力バウンダリーの、
1:10:09	圧力変動を追っかけてやって13条で、それをカバーできるように物が耐えられるように、
1:10:18	設計条件を定めて、共同設計材料選定をするわけですよね。
1:10:25	そういうプロセスであるから設計条件として、その設計状況に基づいた設計をするんですと。
1:10:32	でも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:34	19 条、
1:10:35	違いますよね。
1:10:41	これ、これ実は、設置許可基準規則と技術基準規則。
1:10:46	の、何かこう整理が悪いところもあるんですけど、
1:10:50	17 条関係ってそのまんま、技術基準でも同じようなこと言っているんですけど、
1:10:56	19 条って、そもそも技術基準として、
1:11:01	どう見るかあった時に、非常用炉心冷却系の
1:11:06	容器とかポンプとか配管とかが、
1:11:10	ちゃんとそれでできてるかどうかって、
1:11:13	直接は求めてないですよ。そんな備わってるかどうかだけで、
1:11:18	何かちょっとこの辺が設計条件としているってところで読めるんですけど いうところは日本語として、
1:11:28	読む人によっては読めない。
1:11:31	だからさっき言われたように、そのQ3 の結果をもって、設計の確認をしている。
1:11:40	釜田は、
1:11:42	結果を設計条件としているのかっていう、その二つが書いてあれば、
1:11:47	それはそうかな。
1:11:49	と思うし、
1:11:50	別に何かそこはそう書かなくたって、
1:11:53	13 で 13 条拾ってるんで 13 条d入力するものは全部 13 条のところ で拾うんですけどいう言い方だあってあると思うし、
1:12:04	ちょっとその辺が、
1:12:06	まだ若干、
1:12:08	すり抜ける要因があるんじゃないかなっていう、Ⅲ、九州電力はすり抜けてないかもしれないけど、
1:12:15	他の人が読んだら、すり抜ける。
1:12:17	判定基準じゃないかなっていうふうに思っちゃうんですよ。
1:12:24	九州電力のタケツグです。
1:12:26	ご指摘いただいた内容はその通りなのかなとちょっと思いますので企業の、
1:12:32	記載がちょっとまだ今の実情立ってないと。
1:12:37	いうところだと思いますので、記載内容についてはまた検討させていただきたいと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:42	思います。以上です。
1:12:44	規制庁鈴木です。そこはちょっと、お願いします。
1:12:50	すいません。九州電力中園ですけど、ちょっと先ほどの当社の回答いたしましてちょっと補足とかささせていただきたいんですけど、ご指摘あった通りですねこのDに今分類されてるものですね。
1:13:04	こちらについては、おっしゃられた通りですねちょっと二つの意味が入ってるのかなと。直接設計条件と結果をですね、設計条件としてるものと、
1:13:16	先ほどちょっとありましたようにトライアンドエラーでやってるような雰囲気のところもあるというところですね、そこは
1:13:25	おっしゃっていただいたようにですね、或いは二つ意味が含んでるなら、ちゃんと二つ拾えるように、適切な表現に変えたいと思います。以上でございます。
1:13:36	規制庁鈴木ですはいそこお願いします。
1:13:39	続いて、
1:13:42	Q3 の適用条文分類Cとしたところの※1、
1:13:50	なんですけれども、
1:13:52	この※1 の注記を読んでいる限りにおいては、先ほどの資料 2 の、
1:14:04	表。
1:14:06	2-1、2 の、
1:14:10	2、
1:14:11	かな。
1:14:13	を指しているのかなと思ったんですけど、これは表。
1:14:19	3-13-2 は、
1:14:24	入ってこない。
1:14:25	ということですかね。ちょっとそこにも 3 もどっちも入るんですかこれ。九州電力の吉田です。こちらですね※1 は、資料 2 の表 3 の方を指してございます。
1:14:39	あくまでも今回 5 号高燃焼度燃料を導入して、
1:14:44	実際に評価を行うときに、
1:14:48	あわせて、
1:14:51	新手法。
1:14:53	であったり新指針を採用して評価を行っておりますので、そちらについて、※1 で明記をさせていただいている。
1:15:02	と、し、明記させていただいております。そちらについては表 3、
1:15:07	の内容になってございます。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:12	規制庁柘植図表 3 ですねわかりました。
1:15:15	そう見たときに、
1:15:22	表 3 をここで引っ張ってくるっていうのが、適応条文の話と、表 3 自体はさっき言われたように、申請条文の話ですよ。
1:15:33	これがなぜここで絡んできちゃうんですかね。衛藤九州電力の会社でございます。ちょっとそれー。
1:15:41	土佐スズキさんのご指摘の通りですね実際適用、
1:15:46	条文かどうかっていう選定に、※1 は直接は絡んできてございませんので、今回 9、もともとは旧さんの
1:15:56	このフローの中に※をつけさせていただいてたんですけれどもそれだと
1:16:01	※1 の内容自体が、選定類型化に絡むんではないかという、誤解を招きかねなかったのが今回適用条文に落ちた後に、※1 っていうのも、
1:16:12	反映して評価をしているというふうに記載を見直させていただいております。以上でございます。
1:16:19	規制庁宗です。今の説明を私なりに解釈したところでは、
1:16:26	まず Q3 の、
1:16:28	適用条文、
1:16:30	判定基準で拾ってきた適用条文、
1:16:36	この中に関連する。
1:16:41	関連するじゃないな。それとは全く関係なく日、
1:16:47	結果として適用条文が例えば 13 条っていうのが出てきて、
1:16:52	その 13 条の、
1:16:55	入力になったり 13 条を評価する。
1:16:59	手法だったり、解析コードだったりっていうのがここで、
1:17:04	登場します。それを言ってるだけで、
1:17:08	適用条文の選定には全然絡んでないってことなんですよ。ということは、逆に言うと、
1:17:16	適応条文として拾ってきたこれ 13 条。
1:17:20	25 条、27 条。
1:17:24	っていうもの。
1:17:26	以外、
1:17:28	その評価、
1:17:31	に使わないものは、
1:17:34	協賛は登場しないってことなんですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:17:45	九州電力の吉田です認識で間違いございませんQ3で拾って、適用条文分類Cに該当したものに対して、※1、表3の、
1:17:57	変更内容を踏まえた上で評価をさせていただいております。以上です。
1:18:22	規制庁それでそうすると資料2のですね。
1:18:26	2ポツの両括弧3の説明がやっぱりちょっとよくわからなくてですね。
1:18:35	本2行目の今回両括弧2に係る評価、それがさっき言ったQ3で選んできた13条とか25条とか27条なんですけど、
1:18:45	この評価を実施。
1:18:47	両括弧1とか2に、の結果として、することになりますと。
1:18:55	高燃焼度燃料の使用に直接関連しないけれども、
1:19:01	他プラントでもすでに採用している新指針、新知見を反映した評価を行っています。
1:19:08	というのは、
1:19:11	新高燃焼度燃料の使用、
1:19:15	をやるにあたって、
1:19:18	それに関連したこと。
1:19:21	を、ここに持ってきますということ言うんであって、
1:19:26	他プラントで採用してるものを、
1:19:29	を持ってきましたっていうのは、やっぱり高燃焼度燃料の、
1:19:36	使用に際してその中で、
1:19:39	他プラントで採用しているものを、
1:19:42	は、ここで持ってきますと、
1:19:46	そういう言い方なんです。
1:19:51	九州電力の吉田です基本的には、他プラント、他社さんで燃料に関わる設置変更許可申請であったり他の燃料に係る設置変更許可申請で採用してある。
1:20:07	新指針新手法等を
1:20:11	合わせて、表、
1:20:14	用いて評価を実施しているという認識で問題ございません。以上です。規制庁そうですわかりました。だからそれやっぱりさっきの両括弧4と同じで、
1:20:25	両括弧3のところは、両括弧12の、
1:20:30	うち、
1:20:31	というところがあって、まず前提に、
1:20:39	要するに、両括弧1とか両括弧2で変更してない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:43	ところで他社の採用実績を持ってくる。
1:20:47	ことはないってことですよね。
1:20:50	九州電力の吉田です。その認識で問題ございません。例えば表 2 の方で安全評価等に、表 2 の 4 ページですね。
1:21:02	安全評価等における炉心に関わる条件の変更として今回高燃焼年度燃料の使用に伴いまして、実効遅発中性子の割合であったり炉心崩壊熱っていうものが変わりますそちらを用いて評価をする際に、
1:21:15	では制御例えば制御棒飛び出しにおける解析であれば、
1:21:21	当社における燃料に係る設置変更許可申請時に採用してある最新知見等を反映して、評価をしているということに、
1:21:31	なっております。以上です。
1:21:37	規制庁鈴木です。そこは大体わかったんですけど。
1:21:42	でもなんかいまだに、
1:21:44	よくわかんないなと思って、
1:21:46	ているのが、
1:21:48	前から言ってるんですけど表を、資料 2 の、
1:21:52	7 ページのG値と、
1:21:57	資料 2 の 8 ページの気象資料の更新、有効性高さの変更。
1:22:05	ここはやっぱり何かよくわかんなくて、
1:22:09	強いちいわあ、
1:22:11	燃料関係ない。
1:22:13	ですよ。
1:22:15	九州電力の吉田です。こちらG値に関しましても、まず、高燃焼度燃料の導入に伴いまして、水素燃焼の評価を見直すことに、
1:22:26	なります。その評価を見直す際に、こちらの当社における採用実績のあるG値の変更というものをあわせて行っているものでございます。
1:22:39	規制庁それぞれ、それは
1:22:42	藤。
1:22:43	こないだ聞いた。
1:22:46	イグナイター使わなかったって、長期の水素濃度っていうのが、
1:22:54	DBAの基準である。
1:22:58	水素 4%酸素 5%の組み合わせにならないと。
1:23:03	いうのを、
1:23:05	確認するため、
1:23:07	ということなんでしょうけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:10	いやいや、もともと、
1:23:14	G値 0.5 でやってたのを、G値下げたら、
1:23:19	もともと行かないって言ってたんだから、
1:23:23	下がるに決まってて、
1:23:25	確認もくそもないですよなって思ってた、
1:23:30	いやいや、最初のね。
1:23:35	燃料の水ジルコニウム反応で出てくる水素がね。
1:23:39	いきなりポーンと上がって、
1:23:42	それで 4%5%いきませんっていう話と関係ないですねこれね。
1:23:53	これ、だから私聞いてるんだな、テンジウの 3 章の、
1:23:59	解析のことだと思ってるんですけどこれまずテンジウの 3 者の解析の話 でいいですよ。九州電力の石田ですその通りでございます 5 項燃焼 燃料を採用することによって、線源強度変更となりますので、
1:24:12	水の放射線分解による水素発生量が小変更となりますのでそちらに伴 う評価を、
1:24:19	まず行いますその評価を行う際に、
1:24:22	採用実績のあるG値の変更というものをあわせて行うという整理になっ てございます。
1:24:31	規制庁杉です。その線源強度って、
1:24:39	添 10 の参照だと燃料壊さないんですよ。
1:24:44	いや、要するに、もともと入ってた。
1:24:50	FP。
1:24:52	と、それから追加補
1:24:54	ホース分のやつを見るだけであって、
1:24:58	それで買えるんですか。
1:25:03	衛藤。
1:25:04	もしそれ変えるっていうんだったら、保安規定側の方のヨウ素濃度運転 制限とかも変えるってことなんですよ。
1:25:19	うん。ちょっと九州電力の谷津ですし、ちょっと確認させていただいても よろしいでしょうか。申し訳ございません。
1:25:25	はい。
1:25:26	結局私言いたいのはそこまで細かい話は今後審査するんだけど、
1:25:35	結局このG値とか、気象資料とかっていうのが、
1:25:43	結局、
1:25:44	燃料を変えること。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:47	その内数として出てこないの、
1:25:51	さっきの論理が何か通じるのか通じないのか。
1:25:55	なんかそこさじ加減的に見えちゃって、
1:26:03	結局、その適用条文の話としてはもうこれ関係なくて申請条文の話だけだつったから、
1:26:12	適用条文としてつい整理したん中に、そこたまたま、
1:26:18	帰るんで、今回合わせて、
1:26:21	そこも変えようと思いました。申請はちょっと幅が広がりますっていうふうに、
1:26:26	言ってるだけじゃないかなっていうふうに思って。
1:26:32	で、今回は、別に条文がね、
1:26:36	増えるわけじゃないので、
1:26:38	そこは変わりませんわって話なんですけど、でもやろうとしてる話がそもそも適用条文として拾ってきた内容の中で、
1:26:46	申請条文、申請するかしないかってまず議論があるはずなんだけど、
1:26:51	そこがいきなりちょっと飛び出して、
1:26:54	燃料として議論してるところが、
1:26:58	として適用情報を拾ってきて、そのうちの申請上もどれかって話の中に、ちょっとつけ足しますっていう話があるとすると、
1:27:09	何かす。
1:27:11	け、結果として性縄文整理ができてればいいだけのように聞こえちゃうんですけど、
1:27:19	そこは何か、
1:27:21	考え方があるんですかね。いやここ今回たまたま大丈夫だったんでいいのかもしれないけど、
1:27:29	もし、
1:27:31	磯大丈夫じゃなくて例えば、違う条文を拾ってこなきゃいけなくなることになるとしたら、また考え方が違うってことですかね。
1:27:39	適用条文を広く、広い方も、
1:27:47	あんまりだから、私この
1:27:50	資料1の5ページの、
1:27:52	フローって何か突き詰めても、
1:27:56	ちょっと例外が必ず出てきちゃう気がしていて、
1:28:02	あくまでも例えばアウトラインはこれで拾ってきます。でも最終的には、
1:28:07	条文整理していったって、この資料にも突き合わせて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:12	ふやすところふやすし、
1:28:14	みたいなことをしますっていうことなのかなっていう。
1:28:18	聞いててちょっと思ってるんですけど。
1:28:29	それぞれであれば別に最終的に、
1:28:32	条文整理表はもれなく拾えると思うので、
1:28:35	いいかなって思うんですけど、必ずこの
1:28:40	資料1の5ページ6ページで、
1:28:44	適用条文申請条文必ず拾えますっていうわけじゃないですよっていうことだけ。
1:28:53	或いはこれ拾えるまでこれブラッシュアップしますっていう、あまりしても意味ないという気もするし、
1:29:18	九州電力中園でございます。
1:29:20	フローで拾えてる拾えてない、いいという話はちょっとあるかもしれないんですけど、当社としましてはですね、
1:29:29	現状のフローでですね、先ほどちょっと大まかについていう話ありましたけど、ある程度幅広くに拾うことはできると認識はしております。
1:29:40	で、
1:29:44	抜けがあるかないかという観点で言いますと、現状当社としては、抜けがないように拾っていると、見せ方として先ほどもちょっと繰り返しになりますけど、フローで見せるか。
1:29:55	そうでない形で見せるかっていうのは確かにあるかなとは思っておりますけど、可能であれば、今のフローの形で拾っ
1:30:03	拾えてますという説明でいきたいと思っておりますので、以上でございます。
1:30:09	規制庁末田がそこにこだわっていると、何か先に進まないヒガシて、いや、
1:30:15	フロアフローで、
1:30:18	ほぼ拾えると思ってますと。
1:30:21	100%完璧ではないと思う。
1:30:24	てるけど、ほぼ拾えるでしょう。最終的にはやっぱりこの、
1:30:28	資料2で今回何をやろうとしてるか。
1:30:31	これはもう政治にきっちり作る必要があって、
1:30:34	これと突合したときに、足りない部分はそれつけ足しますみたいな、
1:30:38	話であれば適用条文、申請条文と何かこだわらなくて資料2っていうのはいいのかなと思って、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:48	要するに資料 2 を必ず拾えるようにするんです。
1:30:51	それで整理し切るんですっていう、そういうふうに言えばいいのかなって思うんですけど。
1:31:01	九州電力中園でございます。申し上げありがとうございます。
1:31:05	フローで完璧に拾えるとか、そこまでですね、言い切るかどうかっていうのはまたちょっと違う
1:31:16	何、何、何をもって完璧というかっていうところがちょっとあると思いますので、
1:31:21	そこは確かにおっしゃる通りかなと。で、一連の流れとしてですね条文整理とかをどういうふうにやっていくかっていうのは方針としましては、一応
1:31:33	スライドで言いますと、3 ページに段階を踏んでやりますという形で記載しております、
1:31:39	まずは、し適用条文及び申請条文の選定類型化をある程度やりますという話と、もう一つは、申請書の変更内容及び変更理由の整理をやりますと、最終的にはですね、条文整理し、結果として、
1:31:54	情報整理表の方で、0102 位、いわゆるその今の、
1:31:58	フローである程度選定した結果とし、変更内容をきっちり突き合わせた上で、これをもって、網羅的に整理をするという形にしておりますので、
1:32:11	おっしゃられたようにですね最終的には
1:32:15	フローと資料の 2 をもって
1:32:20	知る、その結果として、資料 3 の条文整理表としてまとめて、幅広く拾うことができますという説明になるのかなと思っております。以上でございます。
1:32:31	規制庁杉です。だから、そういうことであれば、
1:32:35	今回はなかったかもしれないけれども、
1:32:39	適用の分類はその他みたいのが別にあってもよくって、
1:32:45	資料 1 の 3 ページでいう②。
1:32:48	に基づいて、その他がちょっと追加される可能性もあって、
1:32:54	それは否定しませんよと。
1:32:56	そういうことですね。
1:33:02	九州電力中園でございます。ご指摘の通りだと思いますのでそれは、その理解で問題ありません。
1:33:11	規制庁鈴木ですわかりました。
1:33:15	ここまで

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:18	選定類型化の考え方含めて一通り、
1:33:22	全体的な考え方を確認してきたんですけど、ここまでの、規制庁側から他に何か、
1:33:33	よろしいですか。はい。
1:33:39	と規制庁が合うからここまでの話は、
1:33:45	以上で、
1:33:47	ちょっと今日の時点で、条文整理の一つ一つを、
1:33:53	選定理由適用情報の選定理由とこって、
1:33:57	一つ一つを全部読みきれてないところがあるんですけど、イマイ、
1:34:02	ここまで話した内容で、
1:34:05	なんか若干違う。
1:34:09	今まで話していない内容みたいなものが、
1:34:13	あればちょっと説明をしてもらえると。
1:34:17	ありがたいなと思うんですけど。
1:34:27	他に説明しておきたいというよりはここまでせ、話を聞いてきた内容とちょっと違うものが、
1:34:35	あたりしませんか。もしそういうのがあるのであれば、
1:34:39	その箇所の説明をしていただきたいなってことなんですけど。
1:34:51	九州電力の中園です。少々お待ちください確認させていただきます。はい。規制庁鈴木です。お願いします待ってます。
1:36:03	九州電力の植原でございます。
1:36:05	江藤。概ね今の選定類型化の補フロー方針は同じなんですけれども、条文整理表のうちの第 27 条、
1:36:16	18 ページ、下ページ 18 ページですね。
1:36:30	こちらにつきましては以前、鈴木さんの方からご指摘いただきました通り、設備的な条文と、評価とその設備の適合性確認を確認するための、
1:36:42	評価としての条文、この二つ含まれておりますので、
1:36:46	ピックアップとしてはCで拾っておりますけれども、以下の申請の理由とか適用の理由の中で、
1:36:54	どちらもフクマ、どちらの要素も含んでますということを明記させていただいております。
1:37:00	今の選定類型化の
1:37:04	フローから外れているものではございません。
1:37:08	規制庁そうでした。多分そこはさっき少し話してた。
1:37:14	Q4 の分類Dとなるところで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:18	トライアンドエラーで確認していくかみたいなところと、多分何か引っかかるような気が。
1:37:24	して、
1:37:25	それ、その議論になると多分この適応の丸の理由は、
1:37:30	CでやってDでやってみたいな。
1:37:34	ことになるんですね、おそらく。
1:37:36	ということであれば今までの話の流れとは違うと思っているので、そこについては私の方も理解しているつもりでいます。
1:37:48	広島さんありがとうございます。
1:37:52	規制庁続けそうといった意味でいうと、例えば、
1:37:56	制御所の居住性とか、緊対資金対象居住性あったかちょっと忘れちゃったけど、そういったところの空調系とか、
1:38:05	いうのも多分似たような話だと思うので、或いは、遮へいとか、
1:38:11	もう2 多様な話だと思うのでそれは、さっき、さっきまで話していたQ4 のところで、
1:38:18	にも引っかかってきますよみたいな話。
1:38:21	まとめといていただければ、わかりやすいかなって気がしますはい。
1:38:31	九州電力の植原でございます。
1:38:33	はい。今、挙げていただきました居住性関係の条文につきましても、
1:38:38	適用申請理由の欄の方で、シートで両方拾えるような形で記載しております。
1:38:48	他に何か。
1:38:51	今日までの流れとちょっと違うようなところで思い当たるようなところあります。
1:38:58	九州電力のタケツグです。他は特にございません。
1:39:02	規制庁都築ですありがとうございます。ちょっと。
1:39:06	もう少し眺めて、
1:39:08	言って
1:39:13	よくわからないところがあったりすればまた改めて確認をしたいと思いません。で、
1:39:21	1 点先ほど
1:39:25	難聴だとおっしゃいましたけどG値に絡めて、ちょっと話をちょっと少ししたんですけど、
1:39:33	また別に
1:39:36	国産も複数燃料の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:39:39	ノーアクションレターの話で、ちょっといろいろ同じような話を聞いていて、
1:39:44	先ほどちらっと出た、
1:39:47	炉水中のヨウ素、希ガス、
1:39:50	それから追加放出。
1:39:54	減圧した時の追加ホースピックをソースタームが、
1:39:59	テンジュウの参照にかかってくる、要するに、DBAとされているところで、関連してくると思うんですけど、
1:40:06	そこって、
1:40:09	当然午後燃料になって、
1:40:12	ほう素濃度の調整、
1:40:14	また少し違ってくると思うので、レッドダウン量が変わってきて、
1:40:19	それによって線源が下放水量が変わりますとかって計算すりゃ、
1:40:26	端的にそうなるんですけど、
1:40:28	ちょっと気になってるのが、ヨンパチのときに使ってた。
1:40:33	炉水ヨウ素濃度の運転制限値って、ヨンパチの時に決めたのかその前に決めたのかわかんないんですけど、
1:40:39	多分これ運転制限を変えないですよ。
1:40:42	ていうのと、
1:40:44	研究なりテンジュウなりで、今言ったそのDBAとしてのソースターム。
1:40:49	のところが今回変えているのかいないのか。
1:40:52	もし変えてるとしたら、
1:40:54	それが運転制限をどう関わってくるのか。
1:40:58	ちょっとそこが気今、
1:41:00	気になっていて、
1:41:02	今後し、審査の中でそこで確認していきますけど、
1:41:07	そういうことも含めて、今後ちょっと説明をしてもらいたいなっていうふうに思っているんで、そこだけ先にちょっと言っておこうかなあと考えてまして。
1:41:17	九州電力の西田ですご指摘、承りました詳細な条文の説明の際に、そちらも含めてご説明させていただければなというふうに考えております以上でございます。
1:41:29	はい。規制庁鈴木ですよろしく申し上げます。
1:41:32	今日の時点で、確認をしておかなきゃいけないところは、以上になりますけど、規制庁がほかには大丈夫ですね。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:44	今後これ、
1:41:47	この整理の内容をもって、改めて審査会合で説明をしていただくこととなりますけどちょっと今後の予定についてはまだ、
1:41:55	定まってないところですので、どういうふうに進めていくかも含めて今後ちょっと通知を規制庁側からしたいと思います。
1:42:06	九州電力から、今日の時点でせ、言っておきたい、説明しておきたいことは確認しておきたいこと他にありませんでしょうか。エンシュウ電力のタケツグです。本日の資料として資料4のコメントリスト。
1:42:19	赤字の部分を更新しておりますして今回御説明と考えておりたんですけどこちらについてもご確認は、
1:42:28	されて特にコメントはないということですのですみません、資料4は見えてなかったです。
1:42:37	今日の内容じゃないところがあればちょっと説明をしてもらいたいのと、
1:42:44	例えば、
1:42:49	今パッと見たところで、
1:42:54	No.12とか13ってのは今後ちょっと確認した方が、
1:42:59	条文整理とか申請条文整理してから確認した方がいいのかなっていうところが、
1:43:06	あるので、それ以外で何か説明しといた方がいい。
1:43:11	今日の時点で確認しといた方がいいってところ何かありますか。
1:43:18	は九州電力のタケツグです。No.12と13が条文整理にかかわらないところでも今、
1:43:27	透析いただいた通り、条文整理後の確認し、詳細に確認いただいた方がいいのかなと。
1:43:33	考えております。それ以外のコメントについて資料、
1:43:37	今日の条文整理の資料と資料2の変更理由の資料の、
1:43:41	部分についてはこう書きましたっていう。
1:43:44	説明になりますので特に今ご説明したいものではないかなと思いますので、本資料については
1:43:52	割愛させていただければと思います。
1:43:58	規制庁、鈴木です了解しました後に大丈夫ですか。
1:44:06	九州電力の福永でございます。ちょっと最後、1点だけ確認したいのがありまして、資料2のですね、3ポツのところ、
1:44:20	変更理由の考え方と、
1:44:23	今回変えてきてる、赤字で書いてきてるんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:27	これ当初
1:44:32	えーとですね、
1:44:36	この本文の、
1:44:39	申請書本文の、
1:44:47	4、
1:44:49	ポツの変更の理由ってところで今回の理由としては、5 燃料、
1:44:55	を使用するため、関連する記載事項を一部変更すると記載させていただいております、
1:45:03	例えば 12 については、関連する変更であって、(1)(2)ですね、のところについては、
1:45:12	直接関連する変更であっては、
1:45:15	(3)については、直接関連はしないですけども、今回の行き、
1:45:22	高燃焼度の使用に伴って評価の実施、
1:45:26	に合わせて変更するもので、
1:45:28	今回はその変更の理由としては、その 5 号燃料を使用するためとしている。
1:45:37	というふうに、当社としては整理しているんですけども、
1:45:42	こちらについては、
1:45:46	どういう、何かちょっと確認をしたくてですね、規制庁スズキです。やはり素行がですね、
1:45:55	使用するの一言で、
1:45:58	読めるか読めないかっていうところで、
1:46:02	さっき言っていたみたいに、使用する、
1:46:06	という内容で見なきゃいけない条文がもうすでに網羅的に網羅されています。
1:46:14	で、そうであれば、その中で、
1:46:17	審査の内容として確認をしていけば済む話なので、
1:46:22	そういうことだから、使用するっていう、それだけの理由ですっていうふうに、
1:46:28	いえるのであれば、
1:46:29	それもありかなって思うんですけど。
1:46:32	さっき言ったみたいにちょっとはみ出しちゃってますみたいな。
1:46:35	話があるのであれば、
1:46:37	何かしらそういったものを含んでいるよっていう話が、
1:46:41	やはりどっか登場してこないと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:44	関連する記載を変更しますというところに引っかかってこないで、
1:46:50	そこはちょっと考えた方がいいかなと思って、現時点において、まだそこが明確じゃないので、
1:46:57	今日の話でも、
1:46:59	資料 2 の 2 ポツの、
1:47:02	両括弧 3 と両括弧 4 のところを、
1:47:04	は、ちょっと説明の仕方を直すっていうことになっているので、
1:47:10	そこは最終的に明確になって条文整理も、ほぼ確定ですっていうふうになった時に今言ったような、
1:47:17	はみ出しがなければ、
1:47:20	そういう説明ですっていうふうに言っていただくのがいいかなと。
1:47:26	九州電力の福永です。
1:47:31	であれば、例えばそのはみ出したところについて、何か説明の仕方を変えるなりすれば、この理由に合致すると。
1:47:44	そこそこだから使用するため、
1:47:48	また、その間、
1:47:52	何かしらそう表すような、
1:47:55	直接的じゃなくてもいい抽象的なもんでも何でもいいですけど、
1:48:00	ということも含めて、みたいな、何かそういう書き方があれあれば、
1:48:05	その二つ。
1:48:07	を含めた、
1:48:08	関連記載を変えていくんです。
1:48:11	それが上のす、漢数字 3 の、
1:48:15	55955 ですっていう話であれば話は通じるので、ちょっとそこは、その時の状況によって、
1:48:24	もう少し、
1:48:25	話をするようになるかなと思いますけど。
1:48:30	承知いたしました。ありがとうございます。
1:48:37	補河合規制庁スギタ他湯。
1:48:40	よろしいですか。すいません九州電力の田中です。ちょっと今後のスケジュールなんですけども、一応今回、いただいた込む、
1:48:51	事実関係していただいた内容について、当社の方で、必要があれば資料は見直す作業を進めていきたいと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:01	あとは、NRA殿の方は資料まだ全部見られてないということで、見ていただいて、何か事実確認等あれば、ご連絡いただけるということでよろしいでしょう。
1:49:13	規制庁ずれ様。
1:49:17	確認したいことが追加であったときにはどう対応するかも含めて、通知しますので、ただ、今日の内容で、資料を見直した方がいいな。
1:49:27	今後審査会合をやるに向けて、
1:49:29	と思うところが、
1:49:31	は、直していただいたものを、
1:49:33	提出していただく分には構いませんので、そこはアノし可決されたもので、
1:49:39	審査会合に臨むっていう方がいいと思うんですけども、
1:49:46	はい。わかりました。ちょっと
1:49:49	うちの方で検討、社内で検討して、必要があれば資料見直してそれをお出しするという形で考えたいと思います。
1:49:58	規制庁過ぎじゃ、もし資料見今日の内容から見直されるのであれば、
1:50:04	いつまでに、
1:50:06	見直したものが提出されるかだけは、竹下通じて連絡していただけますか、今後まだちょっと、
1:50:13	審査がこのスケジュールを見通せてないですけど、それにミイとするのであれば、その資料でやるって方が当然いいと思いますし、
1:50:22	ちょっとそういうのを、今後のスケジュールをこちらの規制庁側の方で考えるにあたって、材料にしたいと思いますので、
1:50:29	ご連絡をお願いします。はい。九州電力の田中です。了解いたしました。
1:50:37	規制庁スズキです。発電本部の方は、特にほかには、
1:50:42	よろしいですか。
1:50:46	はい、九州電力飲食安全本部ですはい特にありません。規制庁鈴木です。ありがとうございます。では規制庁側からも、今日の時点では特にありませんので、
1:50:57	これをもって本日のヒアリング終了したいと思います。どうもありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。